

海外

国際機関

◆先進国首脳会議開催

先進7か国(米国、フランス、英国、西ドイツ、日本、イタリア、カナダ)首脳およびEC委員長は、5月2日～4日の3日間、西ドイツのボンにおいて第11回先進国首脳会議を開催し、インフレなき持続的成長と雇用拡大に向けての経済政策のあり方、多角的貿易体制の強化、国際通貨制度の改善等につき討議した。

会議終了後に発表された「ボン経済宣言(副題一持続的成長と雇用拡大をめざして < Towards Sustained Growth and Higher Employment >)」の概要は以下のとおり(注)。

(注) 政治問題に関しては、別途「第二次大戦終戦40周年に際しての政治宣言」が発表された。

1. 世界経済の現状と政策課題

世界経済はこの一年インフレがさらに鎮静し、経済成長の基盤が一段と強化され、先進国における景気回復の恩恵が発展途上国にも波及しはじめた。しかしながら、現在なお雇用機会の増大、長期化している経済の不均衡是正、保護貿易主義の回避、国際通貨制度の安定性向上等重要な課題を抱えており、これを解決していくためには何よりもまず首脳会議参加7か国およびECが協力して持続的成長と雇用の拡大をもたらすような政策を根気よく実施していくことが必要である。また、開発途上国との協力を継続していくこと、貿易障壁の早期かつ実質的な削減を進めること、国際通貨制度の機能の安定化、効率化に努めることも重要である。

2. 具体的な経済政策に関する主要合意事項

(1) インフレなき経済成長および雇用の拡大を維持するために、7か国およびECは、①節度ある金融・財政政策を実施するとともに、②労働市場の弾力性の向上・若年層に対する職業訓練の充実等を図ることが必要であるがとくに各国別に優先すべき政策を挙げると次の通り。

イ. 米国…歳出削減による財政赤字の縮小、貯蓄・投資を刺激するような税制改革、規制緩和の実施。

ロ. 日本…財政政策面での節度の維持、投資促進のた

めの市場機能の強化、国内金融市場の自由化、円の国際的役割の増進、市場の開放および輸入の促進。

ハ. 欧州各国…財政赤字削減努力の継続、先端技術産業・中小企業の発展促進等。なおECとしては、域内市場の貿易障壁の撤廃、欧州通貨制度の強化を図ること。

(2) 発展途上国が直面している経済的・財政的困難を克服していくためには、世界貿易の持続的拡大、金利の低下、市場開放、および適切な量および条件での継続的な資金供与等が必要であり、7か国およびECとしてはこうした動きを可能な限り支援する。

(3) 開放的かつ多角的貿易体制の強化のため、貿易制限の緩和・撤廃を進めることが重要であり、7か国およびECはGATTの新ラウンドの早期開始をうたったOECD閣僚理事会での合意(注)を強く支持する(なお7か国およびECの大方は86年中に新ラウンドを開始すべきであるとの意見)。また、国際通貨制度の機能改善も重要であり、G-10の大蔵大臣が、そのための方策に関し6月開催の蔵相会議において検討作業を完了し、10月のIMF暫定委員会で討議される予定の提案を提出する意向であることに留意する。

(注) 5月号「要録」参照。

米州諸国

◆米国メリーランド州所在貯蓄貸付組合に対する預金取付け騒ぎの発生

1. 米国では3月のオハイオ州(4月号「要録」参照)に続き、5月中旬メリーランド州においても次のように同州所在の一部貯蓄貸付組合(Savings and loan association <以下S/Lと略称>)に対する預金取付け騒ぎが発生した。

(1) 不動産投資の失敗等からかねて経営不安がささやかれていた同州所在一部S/Lに対する大規模な預金取付けが発生(5月9日 Old Court S/L、翌10日 Merritt Commercial S/L)。このため州当局は、両S/Lの営業停止を命令(13日、なお州当局は両S/Lの経営を管財人に移管させたい14日から営業を再開させた)。

(2) 当該S/LはFSLICではなく、保険基金規模の小さい同州の民間預金保険機構(Maryland Savings Share Insurance Corporation、以下MSSICと略)

に加入していたことから、同機構の基金枯渇に対する懸念が台頭し、同様に MSSIC 加入の他の S/L (なお MSSIC 加入 S/L は全部で 102 組合) に対する預金取付けに波及。

2. これに対し州当局および連邦監督当局はただちに次のような対応策を相次いで実施した。この結果事態は 5 月下旬以降漸次収束に向った。

(1) 州 当 局

イ. MSSIC 加入 S/L 102 組合すべてに対し、預金払い戻し額を 1 口座当月 1,000 ドルに制限するよう命令 (14 日、なお 5 月 23 日以降 FSLIC への加盟が認められた S/L および経営が健全であると州当局が認めた S/L については漸次適用対象から除外)。
ロ. 州内所在の全 S/L に対して、向う 1~4 年以内に FSLIC への加入を義務づける法律を制定。

(2) 連邦監督機関

イ. 連邦準備制度 (FRB) は、リッチモンド連銀を通じて関連 S/L に対して緊急貸出を実施 (5 月 15 日までに総額 413 百万ドル)。

——FRB は OCC (通貨監督官)、FDIC (連邦預金保険公社) と共同して MSSIC 加入 S/L に約 350 名の検査官を派遣、連銀貸出実施に際しての担保保有状況等について検査 (14 日)。

ロ. FSLIC を統轄する FHLBB (連邦住宅貸付銀行理事会) は、S/L の FSLIC の加入申請を迅速に処理 (6 月上旬までに 25 S/L の加入を認可)。

◆米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は 5 月 17 日、ニューヨーク連銀等傘下 8 地区連銀が公定歩合を 0.5% 引下げ 7.5% とし、20 日から実施することを承認した旨発表した (残る 4 連銀のうち、クリーブランド、セントルイス、サンフランシスコの 3 連銀は 5 月 21 日、フィラデルフィア連銀は 5 月 24 日に同様の引下げを実施)。

今回の引下げは、84 年 11 月 21 日 (9.0% → 8.5%)、12 月 24 日 (8.5% → 8.0%) に続く措置であり、この結果公定歩合は 78 年 8 月 (7.25%) 以来の低水準となった。

今回の措置に関し、同理事会では「物価の安定基調が持続しているうえ、マネーサプライの増勢も鈍化してきている状況下、ドル高、輸入増に伴い製造業の生産活動が停滞を続けていることにかんがみて、最近における市場金利の低下傾向に歩調を合わせて実施することとし

た」旨コメントしている。

◆米国ニューヨーク連銀、中小政府証券ディーラーの自己資本充実度に関するガイドラインを公表

1. ニューヨーク連銀は 5 月 20 日、中小政府証券ディーラーの自己資本充実度に関するガイドラインを公表した。これは、プライマリー・ディーラー以外の中小証券ディーラーは連邦監督当局による規制^(注1)を受けず事実上野放し状態になっており、このためこれら中小ディーラーはともすれば経営節度が放漫に流れがちで、政府証券市場の円滑な取引を阻害するおそれがあるとの問題点がかねてより指摘されていたところ、82 年に中小ディーラーのドライスデル社^(注2)が経営破たんをきたしたことから、同連銀がこれら中小ディーラーに対する具体的な規制案を検討してきたものである。

(注1) プライマリー・ディーラー等に対する監督・規制の現状は次のとおり。

- ① 全プライマリー・ディーラー (36 社) ……ニューヨーク連銀がディーラーの自主性に基づいて、毎日のポジション報告および月次営業報告を徴求。
- ② プライマリー・ディーラー中のバンク・ディーラー (36 社中 12 社) ……連邦通貨監督局もしくは FRB による定期的な検査、営業報告書の徴求、銀行に対する自己資本ガイドラインの適用。
- ③ ブローカー・ディーラー (プライマリー・ディーラーの約 1/3 を含む) ……SEC による財務基準規制 (証券法第 15 条 C 項 3 号に基づいて制定されたいわゆる「ネット・キャピタル・ルール」) の遵守 (具体的には、④ 最低純資産の維持、⑤ 負債総額の対純資産比率の制限等)。この遵守状況については、業界の自主規制団体による検査をうけるほか、SEC に対し定期的に報告。

(注2) 同社は政府証券市場や RPS 市場での過当投機の失敗により、経営が行き詰ったものであるが、同社と取引のあった大手米銀もそのおおいを受けて少なからぬ損失をこうむり、一時金融市場が動揺した経緯がある。

2. 今次規制の概要は次のとおり。

(1) 一定基準に基づいてリスク・ポジションを定量化。

——以下の 3 種類の信用リスクおよび 3 種類の市場リスクを個別に計算したうえで合計。

イ. 信用リスク

- ① Customer Exposure …各顧客との取引から生ずる credit exposure に伴うリスク。
- ② Credit Concentration …1 顧客に対して、信用が集中することに伴うリスク。
- ③ Money Market Instruments …金融市場証券を保有することに伴う発行者の信用リスク。

ロ. 市場リスク

- ① Net Position …証券の価格変動に伴うリスク。

② Offset …残存期間に近い証券でヘッジングを行う場合、その不完全性に伴うリスク。

③ Hedging Disallowance …残存期間が離れた証券でヘッジングを行う場合の不完全性に伴うリスク。

(2) このリスク・ポジションを20%以上上回る流動性資本を維持。

——流動性資本の定義は以下のとおり。

流動性資本＝総資本－非流動性資産

なお、総資本＝純資産＋劣後債

非流動性資産＝不動産＋連結決算を行っていない関係会社に対する投資＋非市場性証券投資＋営業権＋会員権＋事前に支払い済みの費用＋回収が疑わしい債権(すなわち、流動性資本＝流動性資産－一般負債)

(3) 本ガイドラインは強制力を持たず、あくまで各ディーラーの自主性に委ねる。

(4) 市場参加者に対しては、各ディーラーよりガイドラインの遵守状況についての会計監査法人等による証明書を極力徴求するよう要望(これによって、ある程度ガイドラインの実効性を確保しようとの考え)。

◆米國、税制改革案を発表

1. レーガン大統領は5月28日、抜本的な税制改革案(The President's Tax Proposals to the Congress for Fairness, Growth, and Simplicity)を発表、翌29日議会に提出した。本改革案は、84年1月の一般教書において簡素化、公正化、成長促進の観点から大幅な税制改革を実施する方針を明らかにして以来検討が進められていたもので、同年11月に公表された財務省案(59年12月号「要録」参照)を叩き台としつつ、これにその後の各方面の反響や事前の根回しの結果などを織込んで必

要な修正を施したものである。

2. 本改革案の概要は次のとおり。

(1) 個人所得税関係

イ. 個人所得税の税率区分を現行の14段階(11～50%)から15%、25%、35%の3段階に整理統合するとともに、最高税率を引下げる(50→35%)ことにより、累進性を緩和(下図参照)。

ロ. 個人所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養者控除)を各1,080ドルから2,000ドルへ引上げ。

ハ. 課税最低所得の引上げ。

| | 現 行 | 改革案 |
|----------|---------------------|-----------------------|
| 単独申告の場合 | 2,480 ^{ドル} | → 2,900 ^{ドル} |
| 共同申告の場合 | 3,670 | → 4,000 |
| 世帯主申告の場合 | 2,480 | → 3,600 |

ニ. 各種控除の廃止、縮小(65項目)

(イ) 州・市町村所得税の所得控除廃止。

(ロ) 失業補償給付に対する非課税制度廃止。

(ハ) 支払利息の所得控除の制限。

——住宅ローン金利に係る所得控除は、「主たる住宅」についてのみ継続(現行ではセカンドハウス等の住宅ローン金利も控除対象)。

——消費者ローン等その他支払い利息については、資産運用益を差引いたネット利払額ベースで5,000ドルを上限として所得控除を認める(現行では原則として全額所得控除対象)。

(ニ) 健康保険給付について、単身者で月額10ドル、家族で同25ドルまで課税対象とする(現行では全額非課税)。

(ホ) 共働きの場合の所得控除の廃止。

ホ. 各種控除の拡大(2項目)

(イ) 低所得者に対する勤労所得の税額控除限度額を

現行と改革案の個人所得税率の比較

| 単独申告のケース | | | 共同申告のケース | | | 世帯主申告のケース | | |
|---------------|-------|-----|---------------|-------|-----|---------------|-------|-----|
| 課税所得(ドル) | 現 行 | 改革案 | 課税所得(ドル) | 現 行 | 改革案 | 課税所得(ドル) | 現 行 | 改革案 |
| 2,900未満 | 0～11 | 0 | 4,000未満 | 0～11 | 0 | 3,600未満 | 0～11 | 0 |
| 2,900～18,000 | 11～23 | 15 | 4,000～29,000 | 11～25 | 15 | 3,600～23,000 | 11～24 | 15 |
| 18,000～42,000 | 23～38 | 25 | 29,000～70,000 | 25～42 | 25 | 23,000～52,000 | 24～42 | 25 |
| 42,000 超 | 38～50 | 35 | 70,000 超 | 42～50 | 35 | 52,000 超 | 42～50 | 35 |

726ドルまで引上げ(現行550ドル)。

(ロ) 個人退職年金勘定(IRA)への拠出金に係る所得控除限度額を無職の配偶者に限り現行の250ドルから2,000ドルへ引上げ。

(2) 法人税関係

イ. 法人所得税の税率区分を現行の5段階から4段階に統合するとともに、最高税率を引下げ(46%→33%)。

現行と改革案の法人所得税率の比較

| 現 行 | | 改 革 案 | |
|-----------------|-----|-----------------|-----|
| 課税所得のうち | 税率 | 課税所得のうち | 税率 |
| 千ドル ～ 25 以下 | 15% | 千ドル ～ 25 以下 | 15% |
| 千ドル超 25 ～ 50 | 18 | 千ドル超 25 ～ 50 | 18 |
| 50 ～ 75 | 30 | 50 ～ 75 | 25 |
| 75 ～ 100 | 40 | 75 ～ | 33 |
| 100 ～ | 46 | | |

ロ. 現行の加速度償却制度(ACRS <56年9月号「要録」参照>)に代えて、投下資本回収制度(Capital Cost Recovery System)を導入し、加速度償却率を引下げ。

投下資本回収制度(CCRS)の資産分類

| 分 類 | 償 却 資 産 | 回収期間 (年) | 償却率 (%) |
|------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 第1分類 | 自動車、軽トラック、研究開発用設備、公害防止施設等 | 4 | 55 |
| 第2分類 | 普通トラック、バス、事務所、コンピューター、事務機器等 | 5 | 44 |
| 第3分類 | 建設機械、トラクター、航空機、鉱業・石油掘削機器、サービス産業用設備等 | 6 | 33 |
| 第4分類 | 公益事業施設、工作機械、一般産業機械、電気機械、通信機器等 | 7 | 22 |
| 第5分類 | 鉄道、船舶、プラント類等 | 10 | 17 |
| 第6分類 | 建造物、低所得者用住宅等 | 28 | 4 |

ハ. 投資税額控除(現行、設備投資額の6～10%)の撤廃。

ニ. 金融機関、保険、鉱業、木材、石油・ガスなどの業界に対する優遇税制の縮小・撤廃。

——このうち金融機関に関しては貸倒れ引当金特別控除、信用組合に対する非課税措置等を廃止。

ホ. 配当への二重課税軽減のため、企業の支払配当について10%の控除を新設(但し、個人の配当所得に対する非課税制度<上限100ドル>は撤廃)。

(3) そ の 他

イ. キャピタル・ゲインに対する課税対象を現行の40%から50%へ引上げ。

ロ. 地方債の受取利息に対する非課税制度の対象を「公共目的」(学校、道路の建設など)のために発行される地方債のみに限定。

3. なお、今次改革案の歳入全体に及ぼす影響は中立的(revenue neutral, 歳入総額の増減は±1.5%)以内とされているが、税負担については個人と法人では効果が異なっており、平年度ベースで見ると、個人の税負担は7%減少する一方、法人の税負担は逆に9%増加する見込みとなっている。

さらに個人部門についてこれを所得階層別に分けてみ

税 制 改 革 の 効 果

(単位・億ドル、+は増税効果、△は減税効果を表す)

| | 86年度中 | 90年度 までの 5年間 |
|--------------------|-------|--------------------|
| 個 人 税 | △ 179 | △ 1,318 |
| 個人所得税の税率簡素化 | △ 111 | △ 2,606 |
| 基礎控除額の引上げ | △ 188 | △ 1,931 |
| 課税最低所得の引上げ | △ 44 | △ 319 |
| IRAへの拠出限度額の引上げ | △ 3 | △ 41 |
| 州・市町村所得税の所得控除廃止 | + 45 | + 1,489 |
| 共働きの所得控除の廃止 | + 16 | + 337 |
| キャピタル・ゲインへの課税比率引上げ | + 6 | + 185 |
| 健康保険給付への課税 | + 24 | + 174 |
| 地方債利子への一部課税 | + 5 | + 167 |
| 法 人 税 | + 189 | + 1,184 |
| 法人所得税の最高税率引下げ | △ 98 | △ 1,540 |
| 投資税額控除の撤廃 | + 140 | + 1,397 |
| 減価償却制度の変更 | + 76 | + 565 |
| 金融機関関連の控除撤廃 | + 21 | + 238 |

ると、各階層とも減税となっているが、特に年間所得2万ドル未満の低所得者層および20万ドル以上の高額所得者層について減税幅が相対的に大きくなるのが特徴的。

一方、企業の税負担の変化をみると、最高税率の引下げ等もあって、法人所得税は減税となるものの、投資税額控除の撤廃や加速度償却率の引下げにより、全体としてはかなりの負担増(86年度中189億ドル増、90年度までの5年間で1,184億ドル増との試算)となる見込み(特にこれまで設備投資優遇措置の恩恵を受けてきた資本集約型産業にとって影響大)。

欧 州 諸 国

◆スイス中央銀行、スイス・フラン建外債の発行限度額規制を撤廃

スイス中央銀行は5月17日、スイス・フラン建公募外債の発行限度額規制(一銘柄当たり2億スイス・フランまで)を廃止する旨を発表した(即日実施)。

なお本措置につき、市中金融筋では「スイス中央銀行がかねてより進めてきた資本流出規制措置の漸進的緩和策の一環であり、83年末のWaiting List方式による起債調整手続の廃止(59年1月号「要録」参照)以来、発行限度額規制存続の意味が後退していることにかんがみて実施されたもの」と受け止めている。

◆ベルギー中央銀行、公定歩合操作方式を変更

1. ベルギー中央銀行は5月8日、公定歩合操作方式を以下のように変更し、即日実施する旨を発表した。

- (1) 毎週水曜開催する定例理事会(Conseil de régence)において、前日のTB3か月物レートを基準に公定歩合を決定する。
- (2) 次回理事会までの間の市場金利の不測の変動に対処するため、政策執行機関(Comité de direction)に対し一定のレンジ内で公定歩合を変更しうる権限を付与する。
- (3) 債券担保貸付金利は公定歩合の実質的コストに近い水準に設定。
- (4) なお、本方式に基づき公定歩合および債券担保貸付金利を各々11.0%→9.75%、12.0%→10.25%へ引下げ、翌9日から実施する(なお公定歩合変更は、84年2月16日の引上げ<10.0%→11.0%>以来1年3か月振り、また公定歩合の引下げは83年6月23日<9.5%→

9.0%>以来約2年振り)。

2. 今次措置につき、ベルギー中央銀行は「従来公定歩合の変更に際して、それが技術的な意図によるものであっても様々な思惑を呼び金融・為替市場にかく乱的な影響を与えかねないことから、とくに公定歩合の引下げには慎重とならざるを得なかった。このため、今回公定歩合政策に機動性・弾力性をもたせるためその操作方式を改めることとしたもの」と説明している。

◆スウェーデン中央銀行、公定歩合等を引上げ

1. スウェーデン中央銀行は5月13日、公定歩合を2%引上げる(9.5%→11.5%)とともに、罰則金利^(注)も2.5%引上げる(13.5%→16.0%)旨決定、翌14日から実施すると発表した。なお、同行の公定歩合および罰則金利の引上げは昨年6月29日(公定歩合8.5%→9.5%、罰則金利11.5%→13.5%)以来の措置である。

また同時に同行は、市中銀行平均貸出金利の上限規制(公定歩合+4.0%)の撤廃および本年中の市中銀行貸出に関するシーリングの引下げ(残高前年比+4.0%→+2.0%)措置も併せて発表した。

(注) 市中銀行が自己資本の25%を超える中央銀行借入を行う場合に適用されるもの。

2. 今次措置につき、同行では「国内民間需要の増大を背景に、経常収支が本年第1四半期に大幅な赤字を記録した(△61億クローネ<前年同期+33億クローネ>)うへ、国内流動性も極めて高水準にある状況にかんがみ、国内民間需要の抑制が必要と判断し、金利を大幅に引上げるとともに銀行貸出のシーリングを引下げることとした」と説明している。

ア ジ ア 諸 国

◆香港、預金金利を引下げ

香港銀行協会は5月20日、銀行の預金金利の引下げを実施した(昨年8月以降11度目)。これに合わせて英系主力2行(香港上海銀行、チャータード銀行)は同日プライム・レートを引下げた。本措置は、米国公定歩合の引下げを背景に採られたもの。

| | 旧 | 新 |
|------|------|------|
| 普通預金 | 3.75 | 3.25 |
| 定期預金 | | |

—年利・%—

| | | |
|----------|-----|-----|
| 3 か月 | 4.5 | 4.0 |
| 6 か月 | 4.5 | 4.0 |
| 1 年 | 4.5 | 4.0 |
| プライム・レート | 9.0 | 8.5 |

共 産 圏 諸 国

◇中国、経済特区外資銀行・中外合資銀行管理条例を公布

国務院は4月2日、経済特区外資銀行・中外合資銀行管理条例を公布、施行した。中国では既に、深圳特区における外国銀行の支店開設を許可する方針を決定している(2月号「要録」参照)が、本条例は既存の4経済特区(深圳、汕頭、珠海、厦門)すべてにわたり、外資銀行(外資100%)、合資銀行(外国資本との合弁)の本・支店の設立を認め、その業務範囲等を規定している。

同条例の主な内容は、①外資銀行、合資銀行の本・支店開設に当っては人民銀行本部による審査、認可を必要とし、開設後は人民銀行の各支店が管理・監督を行う、②外資銀行、合資銀行は所管の人民銀行支店に対し支払準備金の預入を義務づけられる、③外資銀行の支店は納税後の海外利潤送金が可能となる、など。また、同条例で認可されている主な業務範囲は以下のとおり。

- (1) 自国・外国通貨の貸付け及び手形割引
- (2) 外国及び香港・マカオ地区との送金為替及び取立為替
- (3) 輸出決済及び荷為替
- (4) 外貨及び外貨手形の交換
- (5) 自国・外国通貨による投資業務
- (6) 自国・外国通貨による保証業務
- (7) 株式・証券の売買
- (8) 信託・保護預り業務、信用調査および企業経営コンサルティング
- (9) 華僑資本企業、外資企業、合弁企業及び技術提携企業の送金為替、輸入決済及び荷為替

- (10) 華僑資本企業、外資企業、合弁企業及び技術提携企業の自国・外国通貨預金と当座貸越。外国人及び華僑の自国・外国通貨預金と当座貸越
- (11) 外国又は香港・マカオ地区の外貨預金及び外貨貸付け

◇中国、副食品価格、鉄道運賃の引上げを実施

中国国家物価局、中国鉄道部は価格体系是正策の一環として、副食品価格、鉄道運賃の引上げを以下のとおり実施した。

(1) 副食品

4月以降、上海、広東、北京などの大都市において順次値上げが実施されたあと、6月1日以降全国に値上げを拡大。引上げ幅は都市、品目により区々。

—例えば北京では5月10日以降、畜肉、野菜、卵など約1,800品目について平均50%強の価格引上げを実施するとともに、価格決定方式もこれまでの統一価格を撤廃し、変動価格、協議価格または自由価格^(注)によることとしている。主要品目では、豚肉(35%)、牛肉(2.2倍)、卵(18%)等が値上げされているが、穀物、食用油など市民生活に極めて影響の大きい食料品については据置かれている。この間北京市では、今回の値上げに対する市民の負担軽減措置として、市民に1ヵ月当たり7.5元(平均月収の約10の1)の補助金の支給を決定した。

- (注) 変動価格……国家介入度の強い計画価格の一種で、ある程度の裁量幅が設けられている価格。
 協議価格……売り手と買い手(主に公的機関)双方間で協議、決定される価格。
 自由価格……自由市場において取引される場合の価格で需給関係により決定される。

(2) 鉄道運賃(5月15日実施)

- 旅客……100km以内の運賃を36.8%引上げ。
 貨物……200km以内の運賃を、1トン積みコンテナは1個当たり4元、5トン積みコンテナは同12元引上げ。